

下呂市成年後見制度利用支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 24 日

下呂市長 山 内 登

令和 7 年下呂市告示第 73 号

下呂市成年後見制度利用支援事業実施要綱

下呂市成年後見等開始審判請求実施要綱(平成 17 年下呂市告示第 118 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、成年後見制度の利用を支援することにより、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、身上監護に係る契約等の法律行為や自己の財産管理が困難な者（以下「要支援者」という。）の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定による家庭裁判所への後見、保佐又は補助の開始の審判の請求（以下「市長申立て」という。）及びその費用の負担
- (2) 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 39 条及び別表第 1 第 13 項、第 31 項、第 50 項又は第 119 項に規定する報酬の付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人（市長申立てにより選任された者を含む。以下「成年後見人等」という。）に対する報酬扶助の支給

(事業の対象者)

第 3 条 事業の対象となる要支援者は、次の各号のいずれかに該当する者で、その福祉を図るために特に必要があると市長が認めるものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、その他の法令により市が援護を実施している者（市長申立て）

第4条 市長は、市長申立てを行うに際し、要支援者の心身の状況、親族の状況、収入及び資産の状況の調査を行わなければならない。

2 市長は、前項の調査結果を総合的に勘案のうえ、親族の状況が次の各号のいずれかに該当するときは、市長申立てを行うものとする。

(1) 二親等内の親族がいないとき。

(2) 二親等内親族があるが長年音信不通であった等相応の理由があり、文書等により自らが審判請求をしないことを市長に申し入れたとき。

(3) 二親等内の親族があるが虐待の事実があるなどの理由により、要支援者の保護を図るために市長が必要と判断したとき。

(4) 二親等内の親族の調査をする時間がないと判断した緊急の場合で、明らかに要支援者の福祉を図るために市長が必要と判断したとき。

3 前項の規定にかかわらず、三親等又は四親等の親族で審判請求を行う者の存在が明らかであるときは、市長申立てを行わないものとする。

4 市長申立てを行うに際し、その内容が民法第15条第1項、第17条第1項及び第876条の9第1項に規定する補助開始の審判に関することであるときは、補助開始審判請求同意書（様式第1号）により当該審判請求を行う成年後見等の対象となる者の同意を得なければならない。

（市長申立ての手續）

第5条 市長は、市長申立てを行うときは、家庭裁判所の指定する様式に基づき申立書を作成する。

（市長申立て費用の負担）

第6条 市長は、家事事件手続法第28条第1項の規定により、収入印紙代、郵便切手代、診断書作成費用、登記に係る証明書取得費用、鑑定費用その他市長申立てに必要な費用を負担するものとする。

2 市長は、第4条第2項の規定による市長申立てを行う要支援者について、申立てに係る費用を負担する能力があると判断したときは、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づき当該対象者の負担とするよう上申書により家庭裁判所に申立てを行うものとする。

3 市長は、前項の申立てにより家庭裁判所から市長申立てに要する費用を当該対象者の負担とする決定があった場合は、家庭裁判所が選任した成年後見人等に当該費用を成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書（様式第2号）にて請求するものとする。

（成年後見人等報酬扶助の支給）

第7条 市長は、市長申立ての他、次に掲げる審判の請求を要支援者又は要支援者の親族が行い、報酬付与の審判により成年後見人等が決定した場合、当該要支援者に対し報酬扶助を支給することができる。

(1) 後見開始の審判（民法第7条関係）

- (2) 保佐開始の審判（民法第 11 条関係）
 - (3) 保佐人の同意を要する行為の範囲拡張の審判（民法第 13 条第 2 項関係）
 - (4) 補助開始の審判（民法第 15 条第 1 項関係）
 - (5) 補助人の同意権付与の審判（民法第 17 条第 1 項関係）
 - (6) 保佐人の代理権付与の審判（民法第 876 条の 4 第 1 項関係）
 - (7) 補助人の代理権付与の審判（民法第 876 条の 9 第 1 項関係）
- 2 前項の報酬扶助の支給を受けられる要支援者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、報酬扶助の額は成年後見人等に対する報酬の全額とする。
- (1) 生活保護法の規定に基づく生活保護受給者
 - (2) 収入、預貯金及び即時に換金可能な資産の状況が別表に掲げる要件の全てに該当し、報酬扶助の支給を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 第 1 項の規定により報酬扶助の支給の対象となった者（以下「支給対象者」という。）が死亡した場合において、成年後見人等に支払うべき報酬が残存する場合は、前項の規定にかかわらず、当該報酬の額から支給対象者の遺産から支弁を受けることができる額を除いた額を支給するものとする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は報酬扶助の支給を行わない。
- (1) 支給対象者が報酬を支払う能力のある親族その他の者に扶養されているとき。
 - (2) 成年後見人等が当該支給対象者の親族であるとき。
 - (3) 第 1 項第 2 号に掲げるもののほか、支給対象者又は親族に当該報酬を支払うことができる特別な理由があると市長が認めたとき。
- （報酬扶助の手続）
- 第 8 条 支給対象者又は支給対象者の代理人としての成年後見人等が前条の規定による報酬扶助の支給を受けようとするときは、報酬付与の審判決定後速やかに下呂市成年後見人等報酬扶助支給申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- (1) 報酬付与の審判決定書の写し
 - (2) 家庭裁判所に提出する後見事務報告書に添付した財産目録及び収支状況報告書
 - (3) 支給対象者及びその世帯全員の預貯金残高が確認できる書類（預貯金通帳の写し等）
 - (4) 成年後見人等に関する登記事項証明書又は審判決定書の写し
 - (5) 支給対象者の代理人として保佐人又は補助人が申請を行う場合にあっては、代理権付与の審判決定書の写し
 - (6) 生活保護受給者である証明書（第 7 条第 1 号に該当する場合に限る。）

(7) 申請者の本人確認ができる公的証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請に基づき報酬扶助の支給の可否を決定し、下呂市成年後見人等扶助支給決定・却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前項の規定により報酬扶助の支給の決定を受けた者は、下呂市成年後見人等報酬扶助支給請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 報酬扶助の支給は、支給対象者名義の口座又は成年後見人等の管理下に置かれたことが明示された口座への振込みにより行うものとする。ただし、第7条第3項の規定による報酬扶助の支給は、成年後見人等名義の口座への振込みにより行うものとする。

(返還)

第9条 第7条の規定により報酬扶助の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給を受けた金額に相当する額を市長に返還しなければならない。

(1) 要支援者、親族その他の関係人及び成年後見人等が報酬扶助の支給に関し虚偽の申出をしたとき。

(2) 支給を受けた報酬扶助を成年後見人等の報酬以外の目的に使用したとき。

(3) その他不正行為により報酬扶助の支給を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

収入、預貯金等の基準	
1	世帯全員が市民税非課税であること。
2	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
3	世帯の預貯金、有価証券等の即時に換金可能な資産の合計が、120万円以下であること。
4	世帯がその居住用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

下呂市長 様

補助開始審判請求同意書

私に関して、下呂市長が民法第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 876 条の 9 第 1 項に規定する
審判請求を行うことに同意します。

住 所

氏 名 印

第 号
年 月 日

様

下呂市長 印

成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書

様に対して行った の開始審判請求に要した費用の求償について、下記のとおり決定したので通知します。

被後見人等	氏 名		生年月日	(歳)
	住 所			
審判請求の類型		後見 ・ 保佐 ・ 補助		

決定内容	
求償額	円
内 容	

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を受けた日の翌日から起算して(審査請求をした場合は、その審査請求に対する決裁の通知を受けた日の翌日から起算して) 6 ヶ月以内に、市を被告(市長が被告の代表となります。)として提起することができます。

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下呂市成年後見人等報酬扶助支給申請書

下呂市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 8 条の規定により、成年後見人等に対する報酬扶助の支給について次のとおり関係書類を添えて申請します。

成年被後見人等

氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日 (歳)

成年後見人等

氏 名		
住 所		
後見人等の内容	成年後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人 成年後見人監督人 ・ 保佐監督人 ・ 補助監督人	
申請理由	1 生活保護受給者 2 経済的に申立て費用等の負担が困難である。 3 その他()	
報酬付与の 審判内容	審判日	
	報酬額	
	対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- (1) 報酬付与審判決定通知書の写し
- (2) 家庭裁判所に提出する後見事務報告書に添付した財産目録及び収支状況報告書
- (3) 支給対象者及びその世帯全員の預貯金残高が確認できる書類(預貯金通帳の写し等)
- (4) 成年後見人等に関する登記事項証明書又は審判決定書の写し
- (5) 支給対象者の代理人として保佐人又は補助人が申請を行う場合にあっては、代理権付与の審判決定書の写し
- (6) 生活保護受給者である証明書(第 7 条第 1 号に該当する場合に限る)
- (7) 申請者の本人確認ができる公的証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

下呂市長

下呂市成年後見人等報酬扶助支給決定・却下通知書

成年後見人等に対する報酬扶助の支給について、下記のとおり決定・却下したので通知します。

1. 支給対象者

氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日 (歳)
支給決定額	円
後見等の内容	成年後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人 成年後見人監督人 ・ 保佐監督人 ・ 補助監督人
決定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2. 却下

却下の理由

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取り消しを求める訴えは、この決定通知を受けた日の翌日から起算して(審査請求をした場合は、その請求審査に対する採決通知を受けた日の翌日から起算して)6ヶ月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。

様式第 5 号(第 8 条関係)

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下呂市成年後見人等報酬扶助請求書

年 月 日付 第 号で決定のあった成年後見人等に対する報酬扶助の支給について、下
呂市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 8 条 3 項の規定により下記のとおり請求しま
す。

記

請求額 円

振込先

口座名義人	フリガナ											
	氏 名											
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)		店名		種別		口 座 番 号						
銀 行 金 庫 農業協同組合 信用組合		本店 支店 支所 出張所		1 普通 2 当座								
ゆうちょ銀行	通帳記号				通 帳 番 号							
	1				0							

※番号は右づめで記入してください。